

神戸市外国語大学 学術情報リポジトリ

(Material) <Case Study> War between China and Vietnam

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 1981-02-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 家, 正治, Ie, Masaji メールアドレス: 所属:
URL	https://kobe-cufs.repo.nii.ac.jp/records/2148

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



(資料)

＜事例研究＞ 中越戦争

家 正 治

1979年1月から2月にかけて、中国・ベトナム・カンボジアの社会主義諸国間に軍事衝突が発生した。とくに中国のベトナムへの軍事侵攻は、かつてのアメリカのベトナムへの軍事介入やその後（1979年12月）のアフガニスタンへのソ連の軍事介入とともに、「パワー・ポリティクス」思想の再台頭を示すものであった。⁽¹⁾ 伝統的国際法にたいして、現代国際法は、その特徴として、武力の行使が禁止されたことおよび民族自決権が実定国際法の権利として確認されたことを上げることができる。本小稿では、1979年2月の中越戦争をとり上げ、またそれとの関連でベトナムとカンボジアとの軍事衝突をもとり上げ、現在の国際法のシステムの中でどのような問題があるかを指摘することを目的としている。したがって、中越戦争の原因でもある領土・国境紛争、華僑問題、外交路線上の問題等をここでは扱ってはいない。なお、本小稿では、現行国際法の中で以上の軍事衝突に関する国際法上の問題点を指摘することだけに止めているが、一定の箇所では評価を下している部分もある。今後の新しい事実の発見により、修正されなければならないことは勿論である。

一. 経 過⁽²⁾

カンボジアでは、1978年12月2日に「カンボジア救国民族統一戦線」が結

(1) 鴨武彦, パワー・ポリティクス力学の神話, 世界, 第421号参照。

(2) 断わらないかぎり、事実の経過は「東南アジア月報」の日誌に基づいている。なお、固有名詞は便宜上統一した。

成され⁽³⁾、12月末にはポル・ポト＝イエン・サリ政権（民主カンプチア政府）との間に内戦が始まった。救国民族統一戦線は、1979年1月1日、解放区で適用される8項目政策を発表した。ポル・ポト政権の国内政策と比較する必要から、少し長くはなるが8項目政策の概要を引用しておこう。「(1)ポル・ポト＝イエン・サリ反動一味による住民の3分類⁽⁴⁾を完全に廃止し、人民のすべての差別を禁止する。解放区に住むすべてのカンボジア公民は平等であり、同じ政治的、経済的権利と義務をもち、その年齢に応じて生産と革命軍の活動に積極的に参加し、革命の大衆組織に加わらなければならない。人民はその家族のもとに帰り、もとの出生地にあるいは望むところに住むことができる。解放された都市地区に戻ることを望む旧都市住民は、全般的情勢が許す時点で、それを認められる。(2)旧来のすべての行政機構、抑圧機構、秘密警察機構を廃止し、すべての地区に『人民自主管理委員会』と呼ばれる自主管理行政体を建設する。同委員会は人民によって選出され、反動一味の支配下で苦しんだ人々、革命の功績者、村民の信頼する長老によって構成される。委員会は所轄地の全活動を管理する任務をもち、解放区に関する8項目政策を厳格に実施し、生産を維持、促進し、地方民兵隊を組織し、社会の秩序と安全を保障し、村を防衛し、革命機構に潜入するスパイを警戒し、摘発し、敵の反革命宣伝が人民と革命勢力の中に分裂の種をまくのを阻止し、人民の物質的、文化的生活、健康、文化、政治的教育に配慮する。(3)経済の分野では、人民の衣食住をみたすことを全力をあげて保障し、連帯生産班を組織し、現在の耕地での耕作、植付け、収穫を保障し、各公民、各戸の正常な生活水準を保障する。土地、野菜畑、果樹園の無原則的な争奪は禁止される。工場、農場、木材代採場の組織と操業を維持し、そのたの管理委員会を選出する。(4)傷病革命戦士、死亡戦士遺族、革命功績者の家族、救国戦線軍に親族をもつ家庭は物質生活と文化的、政治教育で優先的配慮を与えられる。反

(3) 同戦線の声明文については、世界政治資料、No.541参照。

(4) ポル・ポト政権は、住民を解放区の住民、新しく解放された都市周辺の住民および都市の住民に分けた。

動一味によって虐殺された人々の家族と親族は生活条件の改善を援助される。(5)7～10歳の児童のために普通小学校を建設し、文盲を除去する。連帯生産班の託児所と育児学校を組織する。産休を認め、地方公共保健網を組織し、史跡と文化的遺物を保存し、少数民族の風習を尊重する。すべての公民は解放区で移動の自由を享受する。(6)人民の信仰の自由を保障する。(7)敵の行政機構と軍で働いていたが、それを離脱して解放区の家族と村に戻る者は歓迎される。人民自主管理委員会が彼らの願望を調査し、確認したのち、これらの者は証明書を発行され、すべての公民権を享受する。功績をもって革命の側に戻る者は功労証明書を授与され、反動一味に反乱、または決起した個人、単位は、表彰のため記録される。彼らの中で革命軍に加わることを望む者はそれを認められ、家族のもとに帰ることを望む者は許可書を発行され、帰郷を援助される。敵捕虜、投降敵兵は、5日間の再教育後、家族のもとに帰ることを許され、家族が解放区にいない場合は、生産班で働くよう指示される。行状を改めることを拒否したり、反動的な見方を著しく吹きこまれた者は、再教育を受ける。(8)なんらかの形で、ポル・ポト＝イエン・サリ一味のために働いたが、革命勢力の側に寝返る外国の要員と軍事顧問は歓迎され、⁽⁵⁾適切に処遇される。」

1979年1月7日、カンボジア救国民族統一戦線は、首都プノンベンを解放し、ポル・ポト政権を完全に打倒したと宣言し、またポル・ポト側人民に決起を呼びかけた。1月8日にはヘン・サムリン (Heng Samrin) 議長を首班とする「カンボジア人民革命評議会」(Kampuchean People's Revolutionary Council) が樹立され、救国民族統一戦線の政府として機能することとなった。1月9日、ベトナム、ラオス、ソ連などは新「カンボジア人民革命評議会」を新政府として承認し、⁽⁶⁾同月末までの承認国は13カ国となった。1月10日、人民革命評議会は声明を発表し、「カンボジア人民共和国」(People's

(5) 東南アジア月報、1979年1月、30～31頁。また、世界政治資料、No.542、9～11頁。

(6) ベトナム、ラオス、ソ連、ハンガリー、ブルガリア、東独、アフガニスタン (以上9日)、モンゴル、エチオピア (以上10日)、チェコ、ポーランド (以上11日)、キューバ (12日)、アンゴラ (31日)。

Republic of Kampuchea) の樹立を宣言した。また、1月15日には、ヘン・サムリン人民革命評議会議長は、カンボジア全土を完全制圧したとの声明を発表した。

中国は、ポル・ポト政権の崩壊は「ベトナム軍の侵攻」によるものであるとみている。1月7日、中国は、政府声明を発表し、「『ベトナム反動当局』のカンボジアに対する大規模な侵略戦争はカンボジアを併合、いわゆる『インドシナ連邦』を設立して地域覇権主義を推進するための重要な手段であり、同時にソ連のアジアと極東に対する拡張に奉仕するものである」と非難した。⁽⁷⁾ 1月10日の北京放送では「ベトナム当局がプノンペン侵略・占領後、即座に『カンボジア人民革命評議会』なるかいらい政権の樹立を宣言したことは、ソ連覇権主義者が世界公衆の面前で、ソ連の支持の下に武力を行使してカンボジアを併合したベトナムの侵略の罪行を覆い隠すとともに、彼らがカンボジアに対して植民地統治を実施するために演出したいま一つのカライ芝居である」と非難した。また、同日付の人民日報は「ベトナムのカンボジア侵略はソ連の『全世界戦略』の一部分」と題する同紙評論員論文を掲載し「ベトナムのプノンペン占領はソ連大覇権主義の後押しを受けたベトナム地域覇権主義者の野蛮な侵略行為を赤裸々に示すものであり、東南アジア、アジア、全世界の平和と安全に重大な危機を及ぼすものだ」とベトナムとソ連を厳しく非難した。⁽⁸⁾ また、ASEAN 諸国は、1月12～13日に緊急外相会議を開催し、名指しは避けながらもベトナムを非難した。⁽⁹⁾

他方、ベトナムは「2つの戦争」論を展開し、国境戦争での反撃は認めるが、革命戦争はカンボジア人民自身の問題であるとしてそれへの介入を否定している。1月6日、ベトナム外務省は声明を発表して次のように述べている。「最近カンボジア人民と武装勢力は、救国民族統一戦線指導のもとにポル・ポト＝イエン・サリー味に対する闘争を促進し、多くの勝利を記録した。

(7) 東南アジア月報、1979年1月、45頁。

(8) 東南アジア月報、1979年1月、47頁。

(9) 東南アジア月報、1979年1月、42～44頁。

全面的崩壊の危険に直面してポル・ポト＝イエン・サリー味は『ベトナムはカンボジアに対する大規模な侵略を開始した』という中傷を反復的に行い、国連安保理事会の緊急会議召集を要請した。これはカンボジア人民の正義の闘争を否定し、世界の世論をあざむき、かれらの不可避な崩壊を回避することを目的としている。カンボジア人民の闘争は完全にかれらの内部的事柄であり、これに干渉する権利は誰にもない。ポル・ポト＝イエン・サリー味は国境で大規模な侵略戦争を行い、ベトナム人民はこれに断固反撃した。救国戦線は、国境戦争を終らせ両国間関係のすべての問題解決のため交渉を行うとの政策を宣言した。ベトナム政府は救国戦線——カンボジア人民の唯一の正当な代表——が両国間関係の問題解決の権限をもっていると考えている。」1月11日、ハ・バン・ラウ国連大使は、国連安保理事会緊急会議で演説し、次のように述べている。「カンボジア問題の本質をはっきりと理解するためには、2つの種類の戦争を明確に区別することが必要である。1つはポル・ポト＝イエン・サリー味がすすめたベトナムにたいする国境戦争で、ベトナム人民が反撃を余儀なくされたものであり、もう1つは、反動的な北京当局の操る道具であるポル・ポト＝イエン・サリー味の独裁的支配に反対するカンボジア人民の革命戦争である。」また、ニャンゼン紙は、1月13日評論員署名の記事で、次のように述べている。「カンボジア問題は2つの異なった現実を含んでいる。1つはポル・ポト＝イエン・サリー味打倒のためのカンボジア人民の革命戦争であり、1つは北京指導部の拡張計画に奉仕するためベトナムに対して行った国境戦争である。前者は正義の事業であり誰も干渉する権利はない。後者では、北京当局の拡張主義とポル・ポト＝イエン・サリー味が糾弾されるべきである。カンボジアには新しい情勢が現われた。ポル・ポト＝イエン・サリー味は打倒され、⁽¹⁰⁾国境戦争は終結した。」

1979年2月16日、ファン・バン・ドン首相以下のベトナム代表団はカンボジアを公式訪問し、共同声明、ベトナム・カンボジア平和友好条約、経済技術協力協定、文化・教育・保健・科学協力協定に調印した。2月18日に調印

(10) 東南アジア月報, 1979年, 13~15頁。

されたベトナム・カンボジア平和協力条約は、前文で「戦闘的な連帯と長期の友好、協力、あらゆる分野での相互援助を強め、独立を強化し、繁栄した国土を建設し、それぞれの人民のための幸福な生活を築き、こうして、西南アジアと世界の平和と安定の維持に貢献することを目的とし、非同盟諸国運動と国連憲章の目的にしたがって、この条約を結ぶことを決定した」として、第2条で「国の防衛と建設はそれぞれの人民の事業であるという原則にもとづいて、双方は、帝国主義勢力と国際反動勢力のあらゆる陰謀と破壊活動にたいして、それぞれの国の独立、主権、統一、領土保全および人民の平和的労働を守る能力を強めるため、あらゆる分野で、また必要なあらゆる形態で、たがいに心から支持し援助しあうことを誓約する。双方は、いずれか一方が必要とするときはいつでもこの誓約を履行するための効果的な措置をとる」と規定している。⁽¹¹⁾ヘン・サムリン政権がカンボジアを代表する正統政府であるかぎり（後述）同条約の締結によって、条約発効後のベトナム軍のカンボジア駐留は合法的なものとなる。

1979年1月から2月にかけて訪米し、その帰途日本に立ち寄った鄧小平副首相は、両国滞在中にベトナムに対する「制裁」、「懲罰」を加える必要があると強い姿勢を示した。これに対して、ベトナム側は「米国と日本に対する鄧小平訪問の目的は、米国、日本、全西欧と連合して、ソ連、ベトナム、その他の真の社会主義諸国に対抗する北京＝ワシントン＝東京同盟を樹立することにある」と述べている。⁽¹²⁾2月17日未明、中国軍は、国境全域においてベトナムに侵攻を開始した。この侵攻作戦を行なう直前に、中国が米国に対して根まわしを行った上で軍事行動をとったことを注目する必要がある。⁽¹³⁾ベトナム政府は、2月17日夜声明を発表し、中国が侵略戦争を開始したと非難して以下のように述べている。「中国支配層は2月17日ベトナムに対する侵略戦争を開始した。彼らは航空機の支援を受けた多くの歩兵、機甲、砲兵師団

(11) 平和協力条約の条文については、東南アジア月報、1979年2月、23～25頁および世界政治資料、No.545、35～36頁参照。

(12) 東南アジア月報、1979年2月、10～11頁。

(13) 矢野暢、社会主義とどう関係があるか、世界週報、1979年3月13日号。

を出動させてベトナムでの国境全線で大規模攻撃を行った。彼らはベトナムのランソン、カオバン、ホアンリエンソン、ライチャウ、クウンニン各省の多数の国境警備所と地区を攻撃、占領し、多くの重大な犯罪を犯し、ベトナム人民の生命と財産に大きな損害を与えた。中国支配層のこの侵略に直面して、ベトナム人民と軍隊は自衛権を行使し、侵略者を断固として撃退する以外の道を持たない。⁽¹⁴⁾他方、中国政府は、2月18日未明、新華社声明の形で、今回の作戦はあくまで自衛のためやむなく行なわれたものであると次のような声明を行った。「中国側の度重なる警告を無視して、ベトナム当局者たちは何度も武装兵力を中国領に侵入させ、中国国境警備兵と住民を攻撃し、情勢を急速に悪化させ、国境地域の平和と安全に重大な脅威を与えた。忍耐の限度に達した中国軍警備隊は反撃を余儀なくされた。過去6カ月間だけで、ベトナムは700回以上も軍事挑発を行い、300人以上の中国国境警備隊と住民を殺傷した。このような勝手な行動によって、ベトナム指導部は軍事紛争を挑発し、中国の南部国境地帯の緊張を高め、中国の社会主義近代化計画を妨げることを策した。このようなベトナムの侵略行動がもし妨げられずに推進されることが許されるならば、疑いもなく、東南アジアそして全アジアの平和と安全を危険にするであろう。」⁽¹⁵⁾もっとも、2月17日の中国軍のベトナム侵攻以前において、中国軍の国境侵犯がしばしばなされていたことについてベトナム側も主張している。2月6日ハノイ放送は1月の侵犯状況について次のように述べている。「1月、中国はベトナムの領土、領空、領海に171回の侵入を行った。これは78年第3・4卒期の侵入回数⁽¹⁶⁾の2倍であり、同第4・4半期の侵入回数にほぼ等しい。省別にみるとクアニン省24件、ランソン省40件、カオバン省43件、ハトウエン省18件、ホアンリエンソン省39件、ライチャウ省78件である。中国軍の数個中隊は数km侵入、ベトナムの武装勢力、国境の村、生産施設に113回にわたって発砲、23回の待伏攻撃、拉致を行った。」

(14) 東南アジア月報，1979年2月，14頁。

(15) 東南アジア月報，1979年2月，14～15頁。また、北京周報，第17巻第8号参照。

(16) 東南アジア月報，1979年1月，9頁。

1979年3月5日、中国政府は新華社声明の形で「中国軍の全面撤退」を発表し、次のように述べた。「中国国境守備部隊は2月17日からやむをえず自衛の反撃を行ったが、現在すでに初期の目的を達成した。中国政府は3月5日から中国国境守備部隊が全部、中国領内への撤退を開始することを宣言する。中国政府は、われわれがベトナムの一寸の土地をも求めず、また他人がわが国の領土を侵犯するのを許さないことを表明する。われわれが求めているのは、ただ平和と安定の国境である。われわれは、ベトナム当局に対し、中国国境守備部隊が撤退したのち、再び中国の辺境に対し、いかなる武力挑発と侵入活動もしてはならないことを明確に述べるものである。中国政府は、もし上述の状況が起これば、中国側は引き続き自衛の反撃を行う権利を留保することを厳粛に声明する。⁽¹⁷⁾」3月16日、黄華中国外相は、中国のベトナムからの撤退完了を表明した。⁽¹⁸⁾しかし、その後も双方とも国境侵犯がなされていると非難を行っている。⁽¹⁹⁾

二. いくつかの国際法上の問題について

国連憲章は、第2条で掲げる行動原則として、加盟国は国際紛争を平和的手段によって解決する義務を規定するとともに(3項)、武力による威嚇または武力の行使を他国に加えない義務を負うことを宣言した(4項)。このように、憲章は、国家に認められる自衛権の行使の場合を唯一の例外として、加盟国間の武力行使を一般的に禁止した。1970年10月24日の第25回総会が採択した「友好関係宣言」は、「すべての国家は、他の国家の現存する国際境界線を侵すための、または領土紛争および国境問題をふくむ国際紛争を解決する手段としての、武力による威嚇または武力の行使を慎む義務を有する」とするとともに、「国家の領域は、憲章の諸条項に反する武力の行使の結果生じる軍事占領の対象としてなされてはならない」と宣言している。中国はベトナムを「制裁」とか「懲罰」を加える必要があるとして軍事行動を行っ

(17) 東南アジア月報、1979年3月、13頁。また、北京週報、第10号参照。

(18) 東南アジア月報、1979年3月、15頁。

(19) 例えば、東南アジア月報、1979年12月、20～22頁参照。

たが、武力行使の禁止の原則に抵触するものと言わなければならない。中国は国連加盟国でありまた安全保障理事会の常任理事国でもある。国連の集団安全保障体制では、安全保障理事会を第一次の責任者とし、安全保障理事会を中心とする体制をとっている。軍事的強制措置が取られる場合にも、安全保障理事会がそのような場合であるかどうかを認定し、それにもとづいて必要な措置が決定されるのである。現在のシステムにおいては、個別の国連加盟国が他の加盟国に対して「制裁」のための軍事行動を取ることを認めてはいないのである。

また、中国は、ベトナムに対する軍事行動の根拠として、「自衛の反撃」を上げている。国連憲章は、武力による威嚇や武力行使を禁止したが、個別の加盟国による武力行使を認める唯一の例外として、第51条で自衛権の行使の場合を認めている。自衛権とは、外国からの違法な侵害に対し、自国を防衛するため、緊急の必要がある場合、それを反撃するために武力を行使しうる権利であって、それが緊急やむをえないものであり、また、侵害の程度と均衡を失しないものである場合には、違法性を阻却され、国際法上合法的なものとされている。⁽²⁰⁾ 憲章第51条では、自衛権を発動しうる場合として「武力攻撃が発生した場合」としている。具体的に以上の場合とは何かについて解釈が分かれているところであるが、条約の文言に与えられる通常の意味からすれば、武力攻撃の単なる脅威に対する先制的自衛は認められていないと解釈すべきである。1979年2月17日、中越国境全域で軍事攻撃を行ったのは中国側であることは明らかであり、その行動を自衛権で合法化することはできないであろう。また、自衛のためにとられる措置は攻撃を除去するのに必要な限度に限られなければならない。中国はベトナムの国境侵犯を上げているが、たとえそうであったとしても、大軍をベトナムに侵攻させたことは均衡性を欠くものである。逆に、中国の軍事侵攻に対するベトナム側の反撃は、合法的な自衛権の行使となる。

次に、ベトナムとカンボジアとの関係について見る必要がある。中国は、

(20) 田畑茂二郎，『国際法（新版）』，350頁。

カンボジア救国民族統一戦線はベトナムのおぜん立てで結成させたものであり、またポル・ポト政権の崩壊は「ベトナム軍の侵攻」によるものとみている。しかし、ポル・ポト政権はベトナム国境における軍事的敗北によってその崩壊を早めたことは指摘できるであろう。1977年9月に訪中したポル・ポトは、中国の支援継続を確認して帰国した後、ベトナムへの攻撃を再開、断交（12月31）を強行した。⁽²¹⁾この際、ポル・ポト軍は壊滅的な打撃を受けたが、このポル・ポト軍の侵攻に対してベトナムの反撃は自衛権の行使であったと言えるであろう。もっとも、攻撃の程度と均衡のとれたものであったか、すなわち過剰のものでなかったかどうかについては手許の資料からかならずしも明らかでない。

ポル・ポト政権の崩壊の主要な点は、同政権の徹底的な人権抑圧に対する人民の抵抗であった。ポル・ポト政権の非人道的な人権侵害の事実については、国際アムネスティ報告や国際法律家委員会の国連提出文書等で詳細に述べられている。⁽²²⁾それには、大量虐殺、強制移住、強制労働等が上げられるが、大量虐殺に関して、ハノイで開かれたAA人民連帯機構会議に出席したロス・サマイ救国戦線書記長は、1979年1月11日の演説で、1975年5月（ポル・ポト政権誕生）以降300万人近いカンボジア人が殺害されたと述べている。⁽²³⁾これは、1948年12月9日の第3回国連総会が採択した「集団殺害罪の防止および処罪に関する条約」(ジェノサイド条約)のジェノサイドに該当するものである。1979年1月16日、中国の符浩駐日大使は、園田外相に「中国はカンボジア内部の政策については（ポル・ポト政権と）異なる考えを持っているが、それは内政問題であり、ベトナムの侵略に対して立ち上った闘争には今後も支援、援助を続ける。これはアジアの安定を守り、ソ連の侵略を抑える意味がある」と述べ、⁽²⁴⁾中国もポル・ポト政権の国内政策については留保をつけている。国際人権規約の共通の第1条第1項は、「すべての人民は、

(21) 鹿沢剛，中国・ベトナム関係，133頁。

(22) なお、尾崎隆監修，ポル・ポト政権の犯罪—カンボジア人民革命法廷の記録参照。

(23) 東南アジア月報，1979年1月，34頁。

(24) 東南アジア月報，1979年1月，48頁。

自決の権利を有する。すべての人民は、この権利を有する。すべての人民は、この権利によって、その政治的地位を自由に決定し、かつ、その経済的、社会的および文化的発展を自由に追求する」と規定し、これは一般国際法の原則となっている。人民がその政治的地位の決定や経済的、社会的、文化的発展が政府により侵害された場合、この自決権を行使することが可能となる。1979年1月8日に成立した新政権は、その後実効的支配を固めてきていることは、否定しえないであろう。

(以 上)